

生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について

制定 令和7年2月28日付6畜産第3109号

第1章 総論

第1 趣旨

我が国酪農・乳業の発展に当たり生乳需給の安定が重要であることを踏まえ、生産者や乳業者による資金拠出を原資として現在行われている需要拡大等の取組を後押しすることが必要であることから、本通知において、国が後押しする取組の明確化を図るための事業の認定に関すること及び国等の補助事業における当該取組への資金拠出の要件化に関する細則を定めるものとする。

第2章 生乳需給安定化事業の認定等

第2 生乳需給安定化事業の認定等の手続き

- (1) 第1の趣旨を踏まえ、民間団体・事業者は、自らが管理運営する、生乳需給の安定確保を図るため生産者や乳業者による資金拠出を原資とした乳製品在庫減少の取組及び牛乳乳製品の需要増加の取組（以下「生乳需給安定化事業」という。）について、畜産局長の認定を受けることができるものとする。この場合において、認定を受けようとする民間団体等は、別紙様式1により畜産局長へ申請を行うこととする。
- (2) 畜産局長は、(1)の申請があった場合、生乳需給安定化事業の規程の内容が次に掲げる事項に適合する場合に、認定を行い、別記様式2により通知するものとする。
 - ① 国産生乳を前提とする既存の商取引を阻害する又は特定の者にのみ裨益するものではなく、全国が生乳需給の安定に寄与するものであると認められること
 - ② 事業内容、生産者及び乳業者による資金拠出の単価等の決定又は変更の方法、年度途中における拠出の開始及び廃止の方法、事業運営上の適切性を確保するための事項等が適切に定められていること
 - ③ 拠出された資金が、他の資金とは別の口座で管理され、かつ、その管理及び執行の方法が、第三者により監査される体制が構築されていること
 - ④ 生産者が拠出する単価の水準は、認定を受けた又は受けようとする生乳需給安定化事業がそれぞれ想定する水準を畜産局長が聴取した上で定める水準以上となること
- (3) 畜産局長は、(2)の認定を受けた取組（以下「認定生乳需給安定化事業」という。）が、(2)に掲げる要件に合致していないおそれがあると判断した場合、認定生乳需給安定化事業を運営管理する民間団体・事業者（以下「認定運営団体等」という。）にその改善及び報告を求めることができるものとする。
- (4) 畜産局長は、(3)における措置を行ってもなお改善が見込まれないと判断した場合、認定を取り消すことができるものとする。
- (5) 認定運営団体等は、認定生乳需給安定化事業の規程を改正した場合にあっては、畜産局長に当該改正後の規程を届け出るものとする。ただし、畜産局長は、

当該改正後の規程が、(2)に掲げる要件に合致しないと判断した場合には、認定の取り消しをすることができるものとする。

第3章 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用

第3 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用の考え方

交付対象者数及び一人当たりの交付額の観点から生乳需給への影響が大きいと認められる国等の補助事業（災害及び家畜伝染性疾病に関するもの、その受益者が特定しえない不特定多数の酪農経営体を対象とする施設整備、技術開発及び普及に係るもの、生乳需給への影響が限定的と考えられるもの等を除く。）について、当該補助事業の要綱・要領の中で認定生乳需給安定化事業への拠出を要件とする措置（以下「生乳需給安定クロスコンプライアンス」という。）が設けられた場合には、当該補助事業の要綱・要領及び本通知に定めるところにより生乳需給安定クロスコンプライアンスの措置を運用するものとする。

第4 生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用方法

国等の補助事業において定められた生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用方法等については、当該補助事業の要綱・要領等に別に定められた場合を除き、以下に定めるとおりとする。

(1) 対象となる酪農経営体

生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象者は、酪農経営を営んでいる個人・法人・集団等とする。

(2) 補助事業の申請に当たり満たすべき要件

- i) 生乳需給安定クロスコンプライアンスがその要綱・要領に位置付けられた補助事業（以下「対象補助事業」という。）について酪農経営体から、申請（補助金の交付申請や補助事業への参加申込、要望調査時の申込（補助事業上の申請行為を伴わない場合を含む）等）を指す。以下同じ。）を直接受ける補助事業者等（以下「窓口団体等」という。）は、対象補助事業への申請を行う酪農経営体が、次のア～ウ全ての要件を満たすことを確認するものとする。

ただし、共同利用による施設整備や機械導入に係る対象補助事業については、施設、設備又は機械を共同利用する全ての酪農経営体が、次のア～ウ全ての要件を満たすことを確認するものとする。

- ア 認定運営団体等が定める単価・数量等の基準、拠出方法等の条件規定（以下「条件規定」という。）に従い、当該酪農経営体が対象補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間（令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間。以下「対象期間」という。）に自ら取引した乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計とし、自家消費等（地域の六次産業化の取組又は当該酪農経営体自らが行う自家加工、子牛の哺育をいう。）に係る生乳使用量、並びに沖縄県及び伊豆諸島において生産された生乳を除く。）に対して、条件規定に従い認定生乳需給安定化事業に拠出する資金（以下「拠出金」という。）の納付を行っていること。

ただし、対象補助事業の申請を行う際に、本要件を満たしていないことが判明した場合であっても、対象期間の拠出金を、判明後速やかに、遡及的に納付したことが確認できる場合、要件を満たしたものとする。

イ 農林水産省、(独) 農畜産業振興機構（同機構が実施する事業に限る。以下同じ）、事業実施主体等又は窓口団体等の求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料並びに拠出金の実績が分かる資料（以下「拠出実績確認資料」という。）の提出に同意すること。

ウ 農林水産省及び対象補助事業の実施に携わる地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者による、参考様式のチェックシートで申告された情報の取得及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲での利用、並びに認定運営団体等やこの認定運営団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対する拠出金の実績の確認を目的とした個人情報提供に対して同意すること。

ii) 農林水産省、(独) 農畜産業振興機構、事業実施主体等又は窓口団体等から求めがあった場合や拠出金を遡及的に納付した場合に、酪農経営体が要件を満たすことを拠出実績確認資料により証明できない場合には、要件を満たさないものとする。

(3) 要件の確認方法

- i) 窓口団体等は、酪農経営体から提出を受けたチェックシートが(2) i) ア、イ及びウに掲げる要件を満たしているかを確認するものとする。
- ii) 農林水産省、(独) 農畜産業振興機構、対象補助事業の事業実施主体等又は窓口団体等は、拠出金の実績の確認が必要な場合等には、当該酪農経営体に対象期間中の拠出実績確認資料の提出を求めることができるものとする。
- iii) 窓口団体等は、拠出金の実績の確認のため、酪農経営体から提出を受けたチェックシートの内容を取りまとめたリストを、事業実施主体等へ提出するものとし、事業実施主体等は、当該リストを、対象補助事業の農林水産省担当部局及び(独) 農畜産業振興機構（以下単に「担当部局」という。）へ提出するものとする。事業実施主体等は、担当部局等の指示に応じて、認定運営団体等や認定運営団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対し、酪農経営体の情報とともに拠出金の実績を照会し、確認を行う。

なお、原則として、拠出実績確認資料は、乳代精算書、拠出金の領収書とするものの、当該酪農経営体等各対象補助事業において定める申請期限までに拠出実績確認資料を準備することが困難な場合は、窓口団体等が拠出金の領収書に代えて認定運営団体等やこの認定運営団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者等が発行する請求書を確認することにより(1) i) アの要件を満たすとみなすものとする。

(4) 補助金交付決定後の拠出金の実績に係る要件及びその確認方法

- i) 施設整備や機械導入に係る対象補助事業については、その事業の性質に鑑み、申請を行った月の前月から当該補助事業の要綱・要領に規定される事業実施主体等への成果報告を行う月の前々月までの期間、継続して拠出金を拠出していることを要件とする。

- ii) 事業実施主体等は、酪農経営体から i) の要件の対象となる補助事業の成果報告が提出された際に、担当部局等の指示に応じて、認定運営団体等やこの認定運営団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体等に対して、当該酪農経営体が成果報告を行う月の前々月まで継続して拠出金を拠出しているかを照会し、確認を行う。
- (5) 補助金交付決定後に要件を満たさないことが判明した場合の対応
- 酪農経営体について、補助金交付決定後に (2) i) ア、イ、ウ及び (4) i) に掲げる要件を満たさないことが判明した場合並びに同意に反した場合は、農林水産省、(独) 農畜産業振興機構又は事業実施主体等は、酪農経営体に対して、対象補助事業の要綱・要領等の規定に沿った必要な対応を行うものとする。
- ただし、その場合であっても速やかに、要件を満たすように拠出金を遡及的に納付したことを、農林水産省、(独) 農畜産業振興機構又は事業実施主体等が拠出実績確認資料により確認できた場合、この限りではない。

附則 (令和 7 年 2 月 28 日付け 6 畜産第 3109 号)

- 1 この通知は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

(別紙様式1)(第2関係)

文書番号
年 月 日

農林水産省畜産局長 氏 名 あて

申請団体名
代表者名

生乳需給安定化事業認定申請書

生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）第2の規定に基づき認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(注：事業の運営規定など必要な書類を添付)

(別紙様式2)(第2関係)

文書番号
年 月 日

申請団体名
代表者名

農林水産省畜産局長

生乳需給安定化事業の認定について

生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について(令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知)第2の規定に基づき、下記の民間事業を認定する。

記

運営団体等の名称：

民間事業の名称：

以上

(参考様式) (第4関係)

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート (様式例)

1 申請者 (酪農経営体) の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ 申請者名 (法人の場合は法人名を記載)	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数 (令和 年 月末)	頭
ケ 補助事業申請月の3か月前の 全取引乳量 (令和 年 月分)	kg

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ

ス 自家加工等^{*}に全量又は一部を使用

^{*}自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業の運営団体等が定める単価や抛出方法等に従い、本補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間[※]の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた抛出金の納付を行いました。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

ソ 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構（同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。）、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき抛出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用すること
- ③ 生乳需給安定化事業の運営団体等やこの団体等に抛出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して抛出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。